０６ 県 労 連 発 第 １８ 号
２００７ 年 ９ 月 ７ 日

高知労働局
局長　長谷部　敏美　様

高知県労働組合連合会
執行委員長　高橋　豊房

「高知地方最低賃金審議会の意見に関する公示」
についての異議申し立て

２００７年８月２９日、高知労働局長名で公示のあった高知県最低賃金の決定に関して下記の通り異議を申し立てる。

記

１．異議の内容

１）高知県最低賃金（時間額）を６２２円とすることに不服である。時間額１０００円に改定し、「ワーキング・プアー」の解消、都市と地方の格差の解消を目指すこと。
２）最低賃金の表示方法は、一般労働者の現実の賃金支払い形態に見合う「時間額、日額、月額」表示をおこなうべきであるが、時間額表示のみとなっている。労働者の生活サイクルに則し、前記３点の額の表示を求める。
３）高知地方最低賃金審議会の労働者委員が連合高知だけの独占任命となっており、公正・公平な労働者委員の任命を求めるとともに、専門部会が非公開とされており、その公開を求める。

２．理　　由

１）高知地方最低賃金審議会（以下「地賃」）の意見にある「１時間６２２円」への改定では、「ワーキング・プアー」の解消や「都市と地方との格差」の解消にはつながらない。

このことは、柳沢前厚生労働大臣でさえ中央最低賃金審議会（以下「中賃」）の審議にあたり求めていた点であり、日本社会の抱える深刻な病理の解決にとって喫緊の課題であった。

中賃につづき、地賃もこの課題に真正面から応えなかったことに対して厳しく抗議する。

２）私たちは、兼ねてから地賃としての政策目標をはっきりさせることを求めてきた。全国最低クラスの県民所得、高い失業率、低い有効求人倍率、このような中で、最低賃金の改定を通じてどのような政策目標の達成を図るのかの設定は、きわめて重要である。

その課題は、１）で指摘した２つに集約できることは、この間の参議院選挙をめぐる状況でも明らかだ。

中賃目安という制約下でもいくつかの地賃では、それを越える金額の意見の提示がなされている。高知県の地賃こそまさにそういう役割を果たすべきであった。

もし、今回の地賃の意見にもとづき改定が行われるとすれば、都市部と高知県の最低賃金の格差は拡大することになり、この面からも若者の県外流出は促進されることは必至である。

地方最低賃金審議会としての独自の機能を果たしていない点に対しても厳しく抗議せざるを得ない。

３）地賃の意見に拘束されることなく、局長権限で「時給１０００円」への引上げを行うべきである。

時給１０００円でも年間１８００時間労働で、年収１８０万円にしかならない。従って、ワーキング・プアーの即時解決にはならない。しかし、それへ向けた大きな一歩であることは間違いない。

また、全労連、連合など労働団体をはじめ、民主党、日本共産党などの参議院選挙公約でもあり、国民的合意は広がっている。

したがって、最賃法１６条の２に基づき、局長権限で「１時間１０００円」への改定へ向け、地賃に再審議を求めることを要請する。

以　　上